



12月20日(土)午後6時～8時

市内のさまざまな場所で、CO2削減を目指します！

「ライトダウン宣言(キャンペーン協力への意思表示のこと)」事業者一覽※登録順



- LABO-04、(有)オクダ商事、ラ・ガーディア英会話スクール、神戸スリーキハウス、Apricot One、ジェシー、ジェイムス福生、ロマンチカ、東洋システム(株)、ONENESS、(株)福泉舎(ドトールコーヒージャパン)福生駅前口店、酒処あぐらや、TSUTAYA福生店、サンマルク福生店、エフ・ツア(株)、サポート、髪所アンブ、いなげや福生銀座店、遊輪館、(株)マルフジ福生店、日本ケンタッキーフライドチキン(株)福生店、(株)西友福生店、(有)オーブ、横田商栄会、石川麦酒(株)福生のビール小屋)、はなの舞福生西口店、武陽ガス(株)、(株)福生ハム、WLFカフエ、福生商店街協同組合、際コーポレーション(株)(DEMODEDIER、DEMODEHEAVEN、HATHI、葦菜万頭、UNQUINTO)、福生市役所(12月5日現在)

発生させ、人の健康への影響が心配されています。

ごみなどは野焼きせず、市の収集や資源として出すなど適正に処理しましょう。

野焼き禁止の例外

- 災害等の応急対策、火災予防訓練などで物を燃やす場合など
- 「どんど焼き」などの地域行事や宗教上の行事
- キャンプファイヤー
- たき火などで周辺に迷惑がかららない軽微なものがかからない軽微なもの

「2つ使っている照明を1つに」「テレビをつけずに家族で団らん」など、無理なく楽しめるエコな方法を家庭でも実践してください。

主催 福生スクラム・マイナス50%協議会

問合せ 環境課 環境係 ☎551・1718

ホームページ http://www.fussascrum.jp/

野焼きは法律で禁止されています

隣の空き地でごみを燃やして臭いがする「煙がひどくて洗濯物が干せない」といった、ごみなどの野外野焼き(野焼き)の苦情が多く寄せられています。

「野焼き」は法律で原則的に禁止されています。ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼きと同じです。

また、臭いや煙で近隣の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を

また、臭いや煙で近隣の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を

ごみ・資源収集情報

Table with 2 columns: 資源が25t増えたよ! and ごみが89t減ったよ!

Table with 2 columns: 資源回収団体による資源回収量

平成21年1月の資源回収予定

Table with 2 columns: 実施団体 and 実施日

月発行予定・市内全戸配布)掲載分を募集します。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

市民編集員も同時に募集

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

「あなたとわたし」は市とNPO、市民編集員の協働で企画・取材・記事作成を行っています。

団体の活動の様子、今後の予定、会員募集など、フレッシュな情報をお知らせし、市民活動の活性化に役立てています。

市内で非営利・公益的な活動を行なう市民活動団体であれば、輝き市民サポートセンターに登録できます。

市内で非営利・公益的な活動を行なう市民活動団体であれば、輝き市民サポートセンターに登録できます。

市内で非営利・公益的な活動を行なう市民活動団体であれば、輝き市民サポートセンターに登録できます。

一人でも悩まず消費者相談

市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談に応じています。

市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談に応じています。

市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談に応じています。

市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談に応じています。

市では、専門の相談員が消費生活にかかわる相談に応じています。

思いやり傘を市内公共施設に設置しました

Table with 2 columns: 設置場所 and 福生市町会長協議会では町会・自治会への理解を深め、多くの方に加入していただくため、思いやり傘を市内公共施設に設置しました。



この制度は、消費者が契約の申込みまたは締結しても、一定期間内であれば無条件で申込みの撤回または契約の解除を行なえるというものです。

この制度は、消費者が契約の申込みまたは締結しても、一定期間内であれば無条件で申込みの撤回または契約の解除を行なえるというものです。

はがきの書き方の例

はがきの書き方の例

はがきの書き方の例

はがきの書き方の例

はがきの書き方の例

はがきの書き方の例